

【表紙】

| | | |
|-------------------------|--|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成23年9月6日 | |
| 【会社名】 | K L a b株式会社 | |
| 【英訳名】 | K L a b I n c . | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 真田 哲弥 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | |
| 【電話番号】 | 03-5771-1100 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 山口 仁美 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | |
| 【電話番号】 | 03-5771-1100 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 山口 仁美 | |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 入札による募集 | - 円 |
| | 入札によらない募集 | - 円 |
| | ブックビルディング方式による募集 （引受人の買取引受による売出し） | 300,677,300円 |
| | 入札による売出し | - 円 |
| | 入札によらない売出し | - 円 |
| | ブックビルディング方式による売出し （オーバーアロットメントによる売出し） | 927,450,000円 |
| | 入札による売出し | - 円 |
| | 入札によらない売出し | - 円 |
| | ブックビルディング方式による売出し | 194,886,000円 |

（注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集229,700株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し692,800株（引受人の買取引受による売出し572,500株・オーバーアロットメントによる売出し120,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成23年9月5日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項及び「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要、2 生産、受注及び販売の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、5 役員の状況及び第5 経理の状況 1 財務諸表等」並びに「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容及び第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 3 ロックアップについて

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (5) 所有者別状況
 - (6) 議決権の状況
 - (7) ストック・オプション制度の内容

- 5 役員の状況

第5 経理の状況

- 1 財務諸表等
 - (2) 主な資産及び負債の内容

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容

第3 株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|-------------|---|
| 普通株式 | 229,700(注)3 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。 |

(注)1 平成23年8月23日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、平成23年8月23日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、平成23年9月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成23年8月23日開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 229,700 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1 平成23年8月23日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、平成23年8月23日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成23年8月23日開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

平成23年9月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成23年9月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|--------------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 229,700 | 300,677,300 | <u>176,869,000</u> |
| 計（総発行株式） | 229,700 | 300,677,300 | <u>176,869,000</u> |

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,540円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,540円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は353,738,000円となります。

（訂正後）

平成23年9月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成23年9月5日開催の取締役会において決定された払込金額（1,309円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|--------------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 229,700 | 300,677,300 | <u>186,057,000</u> |
| 計（総発行株式） | 229,700 | 300,677,300 | <u>186,057,000</u> |

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（1,540円～1,700円）の平均価格（1,620円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 仮条件（1,540円～1,700円）の平均価格（1,620円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は372,114,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 (株) | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|------------------------------------|--------------|---------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 未定 (注) 2 | 未定 (注) 3 | 100 | 自 平成23年9月16日(金) 至 平成23年9月22日(木) | 未定 (注) 4 | 平成23年9月26日(月) |

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成23年9月5日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年9月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 平成23年9月5日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成23年9月14日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成23年8月23日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成23年9月14日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成23年9月27日（火）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込み在先立ち、平成23年9月7日から平成23年9月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本組 入額 (円) | 申込株 数単位 (株) | 申込期間 | 申込証 拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 1,309 | 未定 (注) 3 | 100 | 自 平成23年 9月16日(金) 至 平成23年 9月22日(木) | 未定 (注) 4 | 平成23年 9月26日(月) |

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,540円以上1,700円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年 9月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,309円)及び平成23年 9月14日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成23年 8月23日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成23年 9月14日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成23年 9月27日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、平成23年 9月7日から平成23年 9月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額(1,309円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|---------------------|-------------------|--------------|---|
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 未定 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成23年9月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | - | 229,700 | - |

(注) 1 引受株式数は、平成23年9月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日（平成23年9月14日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|---------------------|-------------------|--------------|---|
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 229,700 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成23年9月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | - | 229,700 | - |

(注) 上記引受人と発行価格決定日（平成23年9月14日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注) 1の全文及び2の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 353,738,000 | 8,000,000 | 345,738,000 |

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,540円)を基礎として算出した見込額であります。平成23年9月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 372,114,000 | 8,000,000 | 364,114,000 |

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(1,540円~1,700円)の平均価格(1,620円)を基礎として算出した見込額であります。平成23年9月5日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額345,738千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限184,665千円については、平成24年8月期において、ソーシャル事業にかかる人員の人件費及び採用関連費として400,403千円、当該事業の売上増加に伴うサーバ及びネットワーク機器等の増設によるホスティング費として30,000千円、また組織の拡大に伴うオフィス増床のための費用として平成23年11月に100,000千円を充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額364,114千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限194,203千円については、平成24年8月期において、ソーシャル事業にかかる人員の人件費及び採用関連費として428,317千円、当該事業の売上増加に伴うサーバ及びネットワーク機器等の増設によるホスティング費として30,000千円、また組織の拡大に伴うオフィス増床のための費用として平成23年11月に100,000千円を充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成23年9月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|-------------------|---------|--------------------|---|
| 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 572,500 | <u>881,650,000</u> | <p>東京都目黒区青葉台三丁目6番28号 住友不動産青葉台タワー 株式会社IMJモバイル 232,200株</p> <p>東京都港区赤坂一丁目7番1号 株式会社ドコモ・ドットコム 108,000株</p> <p>東京都千代田区神田錦町3番11号 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内 ジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業 有限責任組合 75,000株</p> <p>東京都江東区 真田 哲弥 68,000株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和企業投資株式会社 36,000株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 NIFベンチャーキャピタルファンド2005H 2 投資事業有限責任組合 13,800株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 NIFベンチャーキャピタルファンド2005H 1 投資事業有限責任組合 7,200株</p> <p>神奈川県川崎市宮前区 高木 淳司 6,000株</p> <p>神奈川県横須賀市 保志 健一 6,000株</p> <p>東京都港区芝二丁目31番19号 投資事業組合NFP - AF 1号 5,700株</p> |

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|--------|---------|----------------|--|
| | | | | 東京都港区芝二丁目31番19号 投資事業有限責任組合NFP - ストラテジック パートナーズファンド 5,600株 |
| | | | | 東京都世田谷区 小泉 晃 3,000株 |
| | | | | 神奈川県川崎市高津区 仙石 浩明 2,500株 |
| | | | | 北海道札幌市清田区 大海 恵聖 1,800株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 NIFベンチャーキャピタルファンド2005H - 3 投資事業有限責任組合 1,700株 |
| 計(総売出株式) | - | 572,500 | 881,650,000 | - |

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,540円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

平成23年9月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----|-------------------|------------|--|
| | 入札方式のうち入札による売出し | - | - |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - |
| | ブックビルディング方式 | 572,500 | <p>927,450,000</p> <p>東京都目黒区青葉台三丁目6番28号 住友不動産青葉台タワー 株式会社IMJモバイル 232,200株</p> <p>東京都港区赤坂一丁目7番1号 株式会社ドコモ・ドットコム 108,000株</p> <p>東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内 ジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業 有限責任組合 75,000株</p> <p>東京都江東区 真田 哲弥 68,000株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和企業投資株式会社 36,000株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 NIFベンチャーキャピタルファンド2005H 2 投資事業有限責任組合 13,800株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 NIFベンチャーキャピタルファンド2005H 1 投資事業有限責任組合 7,200株</p> <p>神奈川県川崎市宮前区 高木 淳司 6,000株</p> <p>神奈川県横須賀市 保志 健一 6,000株</p> <p>東京都港区芝二丁目31番19号 投資事業組合NFP - AF 1号 5,700株</p> |

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|--------|---------|----------------|--|
| | | | | 東京都港区芝二丁目31番19号 投資事業有限責任組合NFP - ストラテジック パートナーズファンド 5,600株 |
| | | | | 東京都世田谷区 小泉 晃 3,000株 |
| | | | | 神奈川県川崎市高津区 仙石 浩明 2,500株 |
| | | | | 北海道札幌市清田区 大海 恵聖 1,800株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 NIFベンチャーキャピタルファンド2005H - 3 投資事業有限責任組合 1,700株 |
| 計(総売出株式) | - | 572,500 | 927,450,000 | - |

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、仮条件(1,540円~1,700円)の平均価格(1,620円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご覧ください。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|--------------------|--|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| | ブックビルディング 方式 | 120,300 | <u>185,262,000</u> | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 |
| 計(総売出株式) | - | 120,300 | <u>185,262,000</u> | - |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券キャピタル・マーケット株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成23年9月27日から平成23年10月21日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,540円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|--------------------|--|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| | ブックビルディング 方式 | 120,300 | <u>194,886,000</u> | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 |
| 計(総売出株式) | - | 120,300 | <u>194,886,000</u> | - |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券キャピタル・マーケット株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成23年9月27日から平成23年10月21日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,540円~1,700円)の平均価格(1,620円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である真田哲弥（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成23年8月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 120,300株 |
| 募集株式の払込金額 | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。） |
| 割当価格 | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| 払込期日 | 平成23年10月26日 |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還いたします。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成23年10月21日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である真田哲弥（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成23年8月23日及び平成23年9月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 120,300株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき1,309円 |
| 割当価格 | 未定（「第1募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| 払込期日 | 平成23年10月26日 |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還いたします。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成23年10月21日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である真田哲弥及び仙石浩明、並びに当社の株主である中井川俊一は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成24年3月24日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出人である株式会社IMJモバイル、株式会社ドコモ・ドットコム、ジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業有限責任組合、大和企業投資株式会社、NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-2投資事業有限責任組合、NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-1投資事業有限責任組合、投資事業組合NFP-AF1号、投資事業有限責任組合NFP-ストラテジックパートナーズファンド及びNIFベンチャーキャピタルファンド2005H-3投資事業有限責任組合、並びに当社の株主であるSBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合、SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合、SBIホールディングス株式会社、SBIビービー・メディア投資事業有限責任組合、SBI-R&D投資事業有限責任組合、セガサミーホールディングス株式会社、株式会社シーエー・モバイル、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、みずほ証券株式会社、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合及びジャフコV2-R投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売却価格の2倍以上であって、株式会社東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社又は主幹事会社が指定する証券会社（大和証券株式会社）を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である真田哲弥及び仙石浩明、並びに当社の株主である中井川俊一は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成24年3月24日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出人である株式会社IMJモバイル、株式会社ドコモ・ドットコム、ジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業有限責任組合、大和企業投資株式会社、NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-2投資事業有限責任組合、NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-1投資事業有限責任組合、投資事業組合NFP-AF1号、投資事業有限責任組合NFP-ストラテジックパートナーズファンド及びNIFベンチャーキャピタルファンド2005H-3投資事業有限責任組合、並びに当社の株主であるSBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合、SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合、SBIホールディングス株式会社、SBIビービー・メディア投資事業有限責任組合、SBI-R&D投資事業有限責任組合、セガサミーホールディングス株式会社、株式会社シーエー・モバイル、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、みずほ証券株式会社、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合、ジャフコV2-R投資事業有限責任組合及び株式会社フラグシップは、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の2倍以上であって、株式会社東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社又は主幹事会社が指定する証券会社（大和証券株式会社）を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第12期第3四半期累計期間（自平成22年9月1日至平成23年5月31日）

(訂正前)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による各種の景気浮揚策等により、企業業績については引き続き改善の動きが見られました。しかしながら、個人消費については一部に回復の兆しは見られたものの、完全失業率が高水準で推移する等、雇用環境は依然として厳しい状況が続きました。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響や、その後の電力供給に対する計画停電実施等の影響により、企業業績並びに個人消費が急速に落ち込み、再び低迷する可能性が高まりました。

当社を取り巻く事業環境としましては、主力事業であるソーシャルゲームの国内における市場規模が、2011年度には1,000億円を超える市場規模に達するものと予想されております（出所：矢野経済研究所「急成長するソーシャルゲームの市場動向と将来性分析」）。特に、Mobage（運営：株式会社ディー・エヌ・エー（東証1部））、GREE（運営：グリー株式会社（東証1部））、mixi（運営：株式会社ミクシィ（東証マザーズ））の国内大手SNSプラットフォームに加え、Yahoo!Mobage（運営：ヤフー株式会社（JASDAQスタンダード））及び株式会社ディー・エヌ・エー（東証1部）やFacebook（運営：Facebook, Inc）がユーザー数を急激に増加させるなど、ソーシャルゲーム市場は、今後もますます活況を呈してゆくものと想定しております。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高3,385,250千円、営業利益366,931千円、経常利益363,330千円、四半期純利益は198,918千円となりました。

(訂正後)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による各種の景気浮揚策等により、企業業績については引き続き改善の動きが見られました。しかしながら、個人消費については一部に回復の兆しは見られたものの、完全失業率が高水準で推移する等、雇用環境は依然として厳しい状況が続きました。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響や、その後の電力供給に対する計画停電実施等の影響により、企業業績並びに個人消費が急速に落ち込み、再び低迷する可能性が高まりました。

当社を取り巻く事業環境としましては、主力事業であるソーシャルゲームの国内における市場規模が、2011年度には1,000億円を超える市場規模に達するものと予想されております（出所：矢野経済研究所「急成長するソーシャルゲームの市場動向と将来性分析」）。特に、Mobage（運営：株式会社ディー・エヌ・エー（東証1部））、GREE（運営：グリー株式会社（東証1部））、mixi（運営：株式会社ミクシィ（東証マザーズ））の国内大手SNSプラットフォームに加え、Yahoo!Mobage（運営：ヤフー株式会社（JASDAQスタンダード））及び株式会社ディー・エヌ・エー（東証1部）やFacebook（運営：Facebook, Inc）がユーザー数を急激に増加させるなど、ソーシャルゲーム市場は、今後もますます活況を呈してゆくものと想定しております。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高3,385,250千円、営業利益366,931千円、経常利益363,330千円、四半期純利益は198,918千円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(2) 受注状況

(訂正前)

(省略)

第12期第3四半期累計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 受注高(千円) | 受注残高(千円) |
|------------|---------|----------|
| SI事業(受託案件) | 426,324 | 163,725 |

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記のSI事業以外の事業については、受注実績がないため、(3) 販売実績に併せて記載しております。

(訂正後)

(省略)

第12期第3四半期累計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 受注高(千円) | 受注残高(千円) |
|------------|---------|----------|
| SI事業(受託案件) | 426,324 | 163,725 |

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記のSI事業以外の事業については、受注実績がないため、(3) 販売実績に併せて記載しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(4) 経営成績の分析

第12期第3四半期累計期間(自 平成22年9月1日 至 平成23年5月31日)

売上高

C. クラウド&ライセンス事業

(訂正前)

クラウド&ライセンス事業におきましては、ソーシャルプロバイダー向けのホスティングサービスである「DSAS Hosting for Social」を中心としたホスティングサービス、自社製品である携帯メール高速配信エンジン「アクセルメール」及び個人情報検出ツール「P-Pointer」の主力製品を軸としたライセンスサービスを中心として事業を展開してまいりました。

ホスティングサービスにつきましては、DSAS Hosting for Socialの主要顧客であるソーシャルアプリプロバイダーが提供するソーシャルゲームの既存タイトル及び新規タイトルの売上が、第3四半期会計期間以降伸び悩む結果となりました。

またライセンスサービスにつきましては、アクセルメールに関して、平成23年2月において、単月で過去最高の売上高を計上しておりますが、第3四半期会計期間においては、東日本大震災発生直後において十分な営業活動が展開できなかったことによって、新規顧客の獲得ができず、売上が伸び悩みました。

以上のことから、当第3四半期累計期間の売上高は647,495千円となりました。

(訂正後)

クラウド&ライセンス事業におきましては、ソーシャルアプリケーションプロバイダー向けのホスティングサービスである「DSAS Hosting for Social」を中心としたホスティングサービス、自社製品である携帯メール高速配信エンジン「アクセルメール」及び個人情報検出ツール「P-Pointer」の主力製品を軸としたライセンスサービスを中心として事業を展開してまいりました。

ホスティングサービスにつきましては、DSAS Hosting for Socialの主要顧客であるソーシャルアプリケーションプロバイダーが提供するソーシャルゲームの既存タイトル及び新規タイトルの売上が、第3四半期会計期間以降伸び悩む結果となりました。

またライセンスサービスにつきましては、アクセルメールに関して、平成23年2月において、単月で過去最高の売上高を計上しておりますが、第3四半期会計期間においては、東日本大震災発生直後において十分な営業活動が展開できなかったことによって、新規顧客の獲得ができず、売上が伸び悩みました。

以上のことから、当第3四半期累計期間の売上高は647,495千円となりました。

第3【設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】（平成23年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

(訂正前)

| 事業所名 (所在地) | セグメント名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完成予定 | | 完成後の 能力増加 |
|---------------|---|--------|------------|--------------|--------|-------------|--------------|--------------|
| | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都港区) | ソーシャル事業 SI事業 クラウド&ライ センス事業 全社共通 | 事務所用設備 | 100,000 | - | 増資資金 | 平成23年 9月 | 平成23年 11月 | 業務効率 の向上 |

(訂正後)

| 事業所名 (所在地) | セグメント名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完成予定 | | 完成後の 能力増加 |
|---------------|---|--------|------------|--------------|--------|-------------|--------------|--------------|
| | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都港区) | ソーシャル事業 SI事業 クラウド&ライ センス事業 全社共通 | 事務所用設備 | 100,000 | - | 増資資金 | 平成23年 9月 | 平成23年 11月 | 業務効率 の向上 |

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(5)【所有者別状況】

(訂正前)

平成23年7月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 計 | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | - | 1 | 8 | - | - | 22 | 31 | - |
| 所有株式数（単元株） | - | - | 342 | 16,224 | - | - | 30,243 | 46,809 | - |
| 所有株式数の割合（％） | - | - | 0.73 | 34.66 | - | - | 64.61 | 100.00 | - |

(訂正後)

平成23年7月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 計 | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | - | 1 | 9 | - | - | 21 | 31 | - |
| 所有株式数（単元株） | - | - | 342 | 14,190 | - | - | 32,277 | 46,809 | - |
| 所有株式数の割合（％） | - | - | 0.73 | 30.31 | - | - | 68.95 | 100.00 | - |

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

平成23年7月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 4,680,900 | 46,809 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 4,680,900 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 46,809 | - |

(訂正後)

平成23年7月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 4,680,900 | 46,809 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 4,680,900 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 46,809 | - |

(7)【ストック・オプション制度の内容】

第4回新株予約権（平成20年4月2日臨時株主総会決議）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成20年4月2日の臨時株主総会において決議されたものであります。

（訂正前）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年4月2日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 従業員 55名 （注） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員39名の合計41名となっております。

（訂正後）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年4月2日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 従業員 55名 （注） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員40名の合計42名となっております。

第5回新株予約権（平成21年11月26日定時株主総会決議）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成21年11月26日の定時株主総会において決議されたものであります。

（訂正前）

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年11月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 取締役 4名 従業員 42名 社外協力者 1名 （注） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注） 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役7名、当社従業員33名、社外協力者1名の合計41名となっております。

（訂正後）

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年11月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 取締役 4名 従業員 42名 社外協力者 1名 （注） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注） 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役7名、当社従業員34名、社外協力者1名の合計42名となっております。

5【役員の状況】

(訂正前)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|----------------|--------------|---|-------|--------------|
| | | | | (省略) | | |
| 監査役 | - | 井上 昌治 (注) 2 | 昭和36年 7月29日生 | 昭和59年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社 三井住友銀行）入行 平成12年 4月 弁護士登録（現職） 平成12年10月 松嶋総合法律事務所入所（現 職） 平成13年12月 株式会社総合医科学研究所（現 株式会社総医研ホールディング ス）社外監査役就任 平成16年 6月 株式会社ロングリーチグループ 社外取締役就任（現任） 平成17年 6月 ディナベック株式会社 社外取締 役就任 平成17年 7月 株式会社ザッパラス 社外監査役 就任（現任） 平成18年 9月 株式会社OCC 社外取締役就任 平成20年 4月 当社監査役就任（現任） 平成21年 9月 弁護士法人マーキュリー・ジェ ネラル入所 平成22年10月 三洋電機ロジスティクス株式会 社 社外取締役就任（現任） | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | | 970,500 |

(注記省略)

(訂正後)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|----------------|--------------|---|-------|--------------|
| | | | | (省略) | | |
| 監査役 | - | 井上 昌治 (注) 2 | 昭和36年 7月29日生 | 昭和59年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社 三井住友銀行）入行 平成12年 4月 弁護士登録（現職） 平成12年10月 松嶋総合法律事務所入所 平成13年12月 株式会社総合医科学研究所（現 株式会社総医研ホールディング ス）社外監査役就任 平成16年 6月 株式会社ロングリーチグループ 社外取締役就任（現任） 平成17年 6月 ディナベック株式会社 社外取締 役就任 平成17年 7月 株式会社ザッパラス 社外監査役 就任（現任） 平成18年 9月 株式会社OCC 社外取締役就任 平成20年 4月 当社監査役就任（現任） 平成21年 9月 弁護士法人マーキュリー・ジェ ネラル入所（現職） 平成22年10月 三洋電機ロジスティクス株式会 社 社外取締役就任（現任） | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | | 970,500 |

(注記省略)

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

二．原材料及び貯蔵品

(訂正前)

| 区分 | 金額(千円) |
|-------------|--------|
| 貯蔵品 収入印紙 | 94 |
| 合計 | |

(訂正後)

| 区分 | 金額(千円) |
|-------------|--------|
| 貯蔵品 収入印紙 | 94 |
| 合計 | 94 |

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

（訂正前）

| 項目 | 新株予約権(4) | 新株予約権(5) |
|-------------|--|--|
| 発行年月日 | 平成21年3月18日 | 平成22年9月1日 |
| 種類 | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 167株 | 普通株式 1,133株 |
| 発行価格 | 400,000円(注)4 | 400,000円(注)4 |
| 資本組入額 | 200,000円 | 200,000円 |
| 発行価額の総額 | 66,800,000円 | 453,200,000円 |
| 資本組入額の総額 | 33,400,000円 | 226,600,000円 |
| 発行方法 | 平成20年4月2日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 | 平成21年11月26日開催の当社定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)3 | (注)3 |

(注)1 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という）第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成22年8月31日であります。
- 2 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）を原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。
 - 3 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等の間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。
 - 4 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式により算出された価格であります。

- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

| | 新株予約権(4) | 新株予約権(5) |
|-----------------|--|--|
| 行使時の払込金額 | 400,000円 | 400,000円 |
| 行使期間 | 平成22年4月3日から 平成30年4月2日まで | 平成23年11月27日から 平成31年11月26日まで |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 |

- 6 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

(訂正後)

| 項目 | 新株予約権(4) | 新株予約権(5) |
|-------------|--|--|
| 発行年月日 | 平成21年3月18日 | 平成22年9月1日 |
| 種類 | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 167株 | 普通株式 1,133株 |
| 発行価格 | 400,000円(注)4 | 400,000円(注)4 |
| 資本組入額 | 200,000円 | 200,000円 |
| 発行価額の総額 | 66,800,000円 | 453,200,000円 |
| 資本組入額の総額 | 33,400,000円 | 226,600,000円 |
| 発行方法 | 平成20年4月2日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 | 平成21年11月26日開催の当社定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)3 | (注)2,3 |

(注)1 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成22年8月31日であります。
- 2 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。)を原則として、割当を受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。

- 3 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等の間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。
- 4 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式により算出された価格であります。
- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

| | 新株予約権(4) | 新株予約権(5) |
|-----------------|--|--|
| 行使時の払込金額 | 400,000円 | 400,000円 |
| 行使期間 | 平成22年4月3日から 平成30年4月2日まで | 平成23年11月27日から 平成31年11月26日まで |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 |

- 6 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

第3【株主の状況】

(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|-----------------------------------|---|--------------------|-----------------------------|
| | (省略) | | |
| SBI - R&D投資事業有限責任組合(注) 2. | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 338,400 (-) | 6.28 (-) |
| ジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業 有限責任組合(注)2. | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内 | 225,000 (-) | 4.17 (-) |
| 仙石 浩明(注)2.3. | 神奈川県川崎市高津区 | 219,000 (3,000) | 4.06 (0.06) |
| | (省略) | | |

(注記省略)

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|-----------------------------------|--|--------------------|-----------------------------|
| | (省略) | | |
| SBI - R&D投資事業有限責任組合(注) 2. | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 338,400 (-) | 6.28 (-) |
| ジェイ・エス・ピー・エフ2号投資事業 有限責任組合(注)2. | 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内 | 225,000 (-) | 4.17 (-) |
| 仙石 浩明(注)2.3. | 神奈川県川崎市高津区 | 219,000 (3,000) | 4.06 (0.06) |
| | (省略) | | |

(注記省略)